

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 農林水産省 ）

制 度 名	漁業協同組合の合併に係る課税の特例			
税 目	法人税（租税特別措置法第 68 条の 2）			
要 望 の 内 容	<p>漁業協同組合の合併に係る課税の特例の適用期限（平成 22 年 3 月 31 日）を 3 年間延長すること。</p> <p>[現行措置] 漁協の合併において、合併後も①事業の関連があること、②事業が継続されること、③従業員の 8 割以上が引き続き従事すること、が見込まれる場合にはすべて「適格合併」とみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">減収見込額 （平年度）</td> <td style="text-align: center;">— （▲664 百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	— （▲664 百万円）
減収見込額 （平年度）	— （▲664 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理	<p>(1) 政策目的 漁協合併を推進し、経営の健全化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成 20 年度末の沿海地区の漁協数は約 1,100 となったが、漁協の基盤強化のために更なる再編が必要である（目標は、最終的に約 250 に再編）。また、多額の欠損金を抱える経営不振漁協の経営改善を進める上でも漁協合併は非常に有効な手段であり、引き続き合併を推進していく必要がある。近年は、多数の漁協が参加する広域合併や既に合併した漁協へ小規模漁協が合併する事例が多く見られ、このような規模格差がある場合に本則の適用要件を満たさない可能性が大きいことから、本特例により合併の円滑化を図る必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 漁協合併では制度上、合併前に組合員の 2/3 以上の同意が必要であり、通常の税制では合併による負担が生じることから、これが漁協合併の大きな阻害要因となっている。事業規模に関わらず合併漁協が引き継ぐ資産の簿価評価を認める本特例は、合併時の負担を軽減することにより、組合員の同意を得るインセンティブとなっている。さらに、合併漁協への欠損金の引継ぎを認めることで、多額の欠損金を抱え、破綻により地域経済に多大な影響を及ぼす恐れのある経営不振漁協の合併が可能となり、当該漁協の経営再建を図ることができる。これらの措置により、漁協合併が促進され、漁協系統全体の経営が安定する効果がある。</p>			
今 回	政策評価体系における位置付け	VII - ⑭水産業の健全な発展【平成 20 年度、平成 21 年度】		

	政策の達成目標	漁協の合併推進による漁協系統の基盤強化及び経営の健全化																
	租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	3年間延長																
	同上の期間中の達成目標	漁協の合併推進による漁協系統の基盤強化及び経営の健全化																
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協系統組織改革加速化事業 約72百万円</li> <li>経営不振漁協及び合併漁協に対する外部専門家を活用した経営改善計画の策定支援、漁協系統の監査・内部統制の強化、合併漁協の事務効率化等への支援を実施。</li> <li>・漁協経営対策</li> <li>合併の阻害要因である経営不振漁協の欠損金解消のための借換資金に係る利子助成、保証料助成及び保証機関への代位弁済経費の助成を実施。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁協経営基盤強化推進事業 約152百万円</li> <li>漁協資金融通円滑化事業 約51百万円</li> <li>中小漁業資金融通円滑化事業 約357百万円の内数</li> </ul> </div>																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>合併の阻害要因となっている漁協間の財務格差を解消するために、経営不振漁協の欠損金処理を中心とした経営改善の取組を支援し、これに合併促進に係る税制を組み合わせることで、効果的に漁協系統の経営の健全化を図る。</p> <p>なお、本特例措置は合併により生じる税負担を解消するものであり、補助金で対応するには、課税分を補助するということとなるので、税制により対応することが妥当である。</p>																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	<p>漁協合併促進法が制定された昭和42年から平成20年度末までの実績</p> <p>合併件数 484件、合併参加漁協数 1,774組合（2,443組合から1,094組合へ集約）</p>																
	租税特別措置の適用実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>合併件数（漁協数）</th> <th>適用件数（漁協数）</th> <th>減税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>23件（103組合）</td> <td>2件（46組合）</td> <td>192百万円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>24件（125組合）</td> <td>5件（72組合）</td> <td>1,418百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>16件（76組合）</td> <td>5件（49組合）</td> <td>811百万円</td> </tr> </tbody> </table>		合併件数（漁協数）	適用件数（漁協数）	減税額	平成18年度	23件（103組合）	2件（46組合）	192百万円	平成19年度	24件（125組合）	5件（72組合）	1,418百万円	平成20年度	16件（76組合）	5件（49組合）	811百万円
		合併件数（漁協数）	適用件数（漁協数）	減税額														
	平成18年度	23件（103組合）	2件（46組合）	192百万円														
平成19年度	24件（125組合）	5件（72組合）	1,418百万円															
平成20年度	16件（76組合）	5件（49組合）	811百万円															
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	<p>漁協の合併件数と合併参加漁協数について、昭和42年度から平成12年度までの年平均が9件、29組合であるのに対し、本特例措置創設（平成13年度）から平成20年度までの年平均が23件、104組合となっており、合併の円滑化が図られている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成13年度から平成20年度末までの実績</p> <p>合併件数 181件、合併参加漁協数 831組合</p> </div>																	
前回要望時の達成目標	<p>今後、1県1漁協等の広域合併や小規模漁協の合併への参加等が見込まれる中、適用対象を「漁業協同組合同士が合併した場合」とすることにより、合併の円滑化を図る。</p>																	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 20 年度の適用実績の減少は、漁協が燃油価格の高騰等の緊急的な対応に追われ、合併協議自体が開催できない等、地域の合意形成が予定通りに進まず、全国的に取組が停滞する状況にあったことに起因している。</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 13 年度創設、平成 19 年度延長、平成 20 年度拡充</p>